

# 平成28年第2回下仁田町議会定例会会議録第2号（7日）

招集年月日	平成28年6月6日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時	開 会	平成28年 6月 6日午前10時00分			議 長	佐藤 勇二
及び宣言	閉 会	平成28年 6月15日午前11時12分			議 長	佐藤 勇二
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 11名 欠席 1名 欠員 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	岡 田 邦 敏	○	7	佐 藤 博	○
	2	永 井 正 之	○	8	佐 藤 勇 二	○
	3	木 暮 弘 元	○	9	千 野 榮 治	○
	4	原 秀 男	○	10	島 崎 紘 一	○
	5	岩 崎 正 春	○	11	堀 口 博 志	○
	6	高 瀬 政 信	△	12	岡 田 武 二	○
会議録署名議員	11番	堀 口 博 志	12番	岡 田 武 二		
職務のため議場に出席したものの氏名	事務局 長	樋 口 令 子		書 記	小 井 土 直 也	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	金 井 康 行		保健環境課長	猪 野 馨	
	副 町 長	吉 弘 拓 生		農林商工課長	岡 野 弘 行	
	教 育 長	吉 井 誠		観光課長	林 通 典	
	総 務 課 長	神 戸 哲		建設ガス水道課長	神 戸 宏	
	地 域 創 生 課 長	永 井 邦 佳		教 育 課 長	大 河 原 順 次 郎	
	住 民 税 務 課 長	堀 口 玲 子				
	会 計 課 長	(住民税務課長兼務)				
	健 康 課 長	荻 野 英 雄				

議 事 日 程 別紙のとおり

---

会 議 に 付 し た 議 件

---

- 1 報告第1号 議員派遣の件について
- 報告第2号 平成27年度下仁田町繰越明許費繰越計算書について
- 報告第3号 甘楽郡土地開発公社経営状況の報告について
- 2 第41号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町税条例の一部を改正する条例）
- 3 第42号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 4 第43号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例）
- 5 第44号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度下仁田町一般会計補正予算（第7号））
- 6 第45号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第4号））
- 7 第46号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号））
- 8 第53号議案 下仁田町教育委員会教育長の任命について
- 9 第47号議案 下仁田町鳥獣被害対策実施隊員条例の一部を改正する条例
- 10 第48号議案 下仁田町ガス供給条例の一部を改正する条例
- 11 第49号議案 下仁田町子育て支援基金条例
- 12 第50号議案 下仁田町空家等対策の推進に関する条例について
- 13 第51号議案 土地の処分について
- 14 第52号議案 平成28年度下仁田町一般会計補正予算（第1号）
- 15 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書採択に関する陳情書
- 16 議案第54号 高瀬政信議員に対する辞職勧告決議について

会 議 の 経 過

---

開 会 平成28年6月7日 午後 1時38分

---

○議長 佐藤勇二 これから本日の会議を開きます。

お諮りします。

本日の議事日程につきましては、既に決定しておりましたが、新たな案件が提出されましたので、お手元にお配りしたように日程を追加し、変更したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議なしと認めます。

よって本日の議事日程は、議席にお配りしたとおり追加変更することに決定いたしました。

日程第1、報告第1号 議員派遣の件について、会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中に議員派遣がありましたので報告いたします。

---

○議長 佐藤勇二 次に、報告第2号 平成27年度下仁田町繰越明許費繰越計算書についてを総務課長に報告を求めます。総務課長

(神戸哲総務課長 登壇)

○総務課長 神戸哲 命によりまして、報告第2号についてご説明申し上げます。

報告第2号 平成27年度下仁田町繰越明許費繰越計算書、款の区分と事業名、繰越額を申し上げます。

1、一般会計、2款総務費、情報ネットワーク維持管理費1,300万円、企画調整費450万円、3款民生費、介護予防生活支援サービス事業1,600万円、6款農林水産業費、ぐんま緑の県民基金事業1,565万3,000円、7款商工費、外郭団体負担金356万円、外郭団体補助金300万円、「道の駅しもにた」再整備事業3,824万4,000円、こんにやく手づくり体験道場管理運営160万円、8款土木費、一般町道改良1,091万9,000円、合計2億428万7,000円のうち、翌年度繰越額は1億647万6,000円でございます。財源内訳は、未収入特定財源9,301万5,000円、一般財源1,346万1,000円でございます。

平成28年6月6日提出、下仁田町長 金井康行。

以上でございます。

○議長 佐藤勇二 島崎議員

○10番 島崎紘一 資料について確認をしておきます。

平成28年6月6日提出とありますが、課長の説明は、下仁田町長の金井康行とありますけれども、我々の資料はその辺の記載がありません。

ご確認をお願いします。

○議長 佐藤勇二 暫時休憩をします。

休 憩 午後 1時42分

再 開 午後 1時47分

○議長 佐藤勇二 休憩を解いて再開いたします。

報告第2号、もう一度最初からやりたいと思います。

次に、報告第2号 平成27年度下仁田町繰越明許費繰越計算書について  
を総務課長に報告を求めます。総務課長

(神戸哲総務課長 登壇)

○総務課長 神戸哲 命によりまして、報告第2号についてご説明申し上げます。

報告第2号 平成27年度下仁田町繰越明許費繰越計算書、款の区分と事業  
名、繰越額を申し上げます。

1、一般会計、2款総務費、情報ネットワーク維持管理費1,300万円、  
企画調整費450万円、3款民生費、介護予防介護支援サービス事業1,600  
万円、6款農林水産業費、ぐんま緑の県民基金事業1,565万3,000  
円、7款商工費、外郭団体負担金356万円、外郭団体補助金300万円、  
道の駅しもにた再整備事業3,824万4,000円、こんにやく手づくり  
体験道場管理運営160万円、8款土木費、一般町道改良1,091万  
9,000円、合計2億428万7,000円のうち、翌年度繰越額は1億  
647万6,000円でございます。財源内訳は、未収入特定財源9,301  
万5,000円、一般財源1,346万1,000円でございます。

平成28年6月6日提出、下仁田町長 金井康行。

以上でございます。

○議長 佐藤勇二 次に、報告第3号 甘楽郡土地開発公社経営状況の報告につい  
てを地域創生課長に報告を求めます。地域創生課長

(永井邦佳地域創生課長 登壇)

○地域創生課長 永井邦佳 命によりまして、報告第3号についてご説明、ご報告  
を申し上げます。

報告第3号 甘楽郡土地開発公社経営状況の報告について、地方自治法第  
243条の3第2項の規定により、甘楽郡土地開発公社の経営状況を別紙の  
とおり報告する。

平成28年6月6日提出、下仁田町長 金井康行。

添付書類1、平成27年度甘楽郡土地開発公社決算書、2、平成28年度  
甘楽郡土地開発公社予算書、経営状況をあらわすものとして添付いたしまし  
た書類の各内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をさせていただ

きましたので、省略をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 以上で報告は終わりました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第2、第41号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町税条例の一部を改正する条例）を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

（堀口玲子住民税務課長 登壇）

○住民税務課長 堀口玲子 命によりまして、第41号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第41号議案 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日提出、下仁田町長 金井康行。

裏面をお願いいたします。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成28年3月31日、下仁田町長 金井康行。

理由、地方税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日公布されたことに伴い、関連する下仁田町税条例の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

下仁田町税条例の一部を改正する条例、第1条、下仁田町税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

裏面をお願いいたします。

附則、施行期日、第1条、この条例は平成28年4月1日から施行する。

固定資産税に関する経過措置以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討

論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第41号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第41号議案は原案のとおり承認されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第3、第42号議案 専決処分の承認を求めることについて(下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(堀口玲子住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 堀口玲子 命によりまして、第42号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第42号議案 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日提出、下仁田町長 金井康行。

裏面をお願いいたします。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成28年3月31日、下仁田町長 金井康行。

理由、地方税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日公布されたことに伴い、関連する下仁田町国民健康保険税条例の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、下仁田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、説明を省略させていただきます。

附則、施行期日、第1条、この条例は平成28年4月1日から施行する。

適用区分、第2条、改正後の下仁田町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論がないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第42号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第42号議案は原案のとおり承認されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第4、第43号議案 専決処分の承認を求めることについて(下仁田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例)を議題とし、提案理由の説明を建設ガス水道課長に求めます。建設ガス水道課長

(神戸宏建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 神戸宏 命により、第43号議案を朗読し、ご説明、ご提案申し上げます。

第43号議案 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成28年4月1日、下仁田町長 金井康行。

理由、平成28年4月1日に下仁田町公営企業職員として、再任用職員を採用したことに伴い、関連する下仁田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を行う必要が生じたため。

次のページをお願いします。

下仁田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のよう

に改正する。

なお、改正内容については、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略いたします。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第43号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第43号議案は原案のとおり承認されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第5、第44号議案 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度下仁田町一般会計補正予算(第7号))を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(神戸哲総務課長 登壇)

○総務課長 神戸哲 命によりまして、第44号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第44号議案 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成27年度下仁田町一般会計補正予算(第7号)を専決処分する。

平成28年3月31日、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。

平成27年度下仁田町一般会計補正予算(第7号)、平成27年度下仁田町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。



歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,307万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,851万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成28年3月31日専決処分、下仁田町長 金井康行。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。2款地方譲与税305万9,000円、3款利子割交付金9万円、4款配当割交付金202万円、5款株式等譲渡所得割交付金221万9,000円、6款地方消費税交付金3,370万9,000円、7款ゴルフ場定利用税交付金119万1,000円、8款自動車取得税交付金380万5,000円、10款地方交付税2,782万6,000円、12款分担金及び負担金10万9,000円、14款国庫支出金1,054万8,000円の減、15款県支出金1,068万3,000円の減、16款財産収入151万5,000円、17款寄附金218万7,000円の減、18款繰入金3,140万5,000円の減、20款諸収入394万2,000円の減、21款町債370万円の減、歳入合計49億7,543万7,000円に1,307万8,000円を追加し、49億8,851万5,000円としております。

4ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。1款議会費104万6,000円の減、2款総務費6,411万2,000円、3款民生費468万5,000円の減、4款衛生費5万7,000円の減、6款農林水産費91万5,000円の減、7款商工費893万7,000円の減、8款土木費2,936万4,000円の減、10款教育費603万円の減、歳出合計49億7,543万7,000円に1,307万8,000円を追加し、49億8,851万5,000円としております。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正、変更でございます。8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、一般町道改良、補正前1,296万円、補正後1,091万9,000円。

次に、第3表地方債補正、変更でございます。起債の目的、過疎対策事業（過疎対策事業債）、限度額2億2,190万円から370万円を減額し、2億1,820万円にしたいとします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じで、記載のとおりでございます。

7ページからの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。また、9ページの2の歳入及び14ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第44号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第44号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第6、第45号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第4号））を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

（荻野英雄健康課長 登壇）

○健康課長 荻野英雄 命によりまして、第45号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第45号議案 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成27年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第4号）を専決処分する。

平成28年3月31日、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。

平成27年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第4号）、平成27年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,105万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月31日専決処分、下仁田町長 金井康行。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。3款国庫支出金15万3,000円の減、5款県支出金7万6,000円の減、7款繰入金16万2,000円の減、歳入合計13億1,144万1,000円から39万1,000円を減額し、13億1,105万円としてございます。

次に、歳出でございます。5款地域支援事業費39万1,000円の減、歳出合計13億1,144万1,000円から39万1,000円を減額し、13億1,105万円としております。

次に、3ページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

また、4ページの2の歳入及び歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討

論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第45号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第45号議案は原案のとおり承認されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第7、第46号議案 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第4号))を議題とし、提案理由の説明を建設ガス水道課長に求めます。建設ガス水道課長

(神戸宏建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 神戸宏 命によりまして、第46号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第46号議案 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日提出、下仁田町長 金井康行。

次ページをお願いします。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、別添のとおり平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第4号)を専決処分する。

平成28年3月31日、下仁田町長 金井康行。

次ページをお願いします。

平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第4号)、平成27年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ468万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,202万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。

平成28年3月31日専決処分、下仁田町長 金井康行。

次ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額のみ申し上げます。歳入をごらんください。

1款分担金及び負担金69万円の減、2款使用料及び手数料19万3,000円、3款国庫支出金247万6,000円の減、4款県支出金5万2,000円、6款繰入金23万7,000円、9款町債200万円の減、歳入合計5,671万1,000円から468万4,000円を減額し、5,202万7,000としたいとするものです。

次に、歳出をごらんください。

1款浄化槽事業費468万4,000円の減、歳出合計5,671万1,000円から468万4,000円を減額し、5,202万7,000円としたいとするものです。

第2表地方債補正、変更でございます。起債の目的、浄化槽施設設置事業、下水道事業債及び浄化槽施設設置事業、過疎対策事業債ともに限度額760万円、限度額計1,520万円からともに100万円を減額し、660万円とし、限度額計1,320円にしたいとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じで記載のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書ですが、1の総括については、説明を省略させていただきます。

5ページの2の歳入、6ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第46号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 佐藤勇二 挙手多数であります。よって、第46号議案は原案のとおり承

認されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第8、第53号議案 下仁田町教育委員会教育長の任命についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長  
(神戸哲総務課長 登壇)

○総務課長 神戸哲 命によりまして、第53号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第53号議案 下仁田町教育委員会教育長の任命について、下記の者を下仁田町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX氏名、茂木学、XXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXX生まれ。

平成28年6月7日提出、下仁田町長 金井康行。

提案理由でございますが、平成28年6月30日付で教育委員会委員、教育長が辞職することにより、新たに教育委員会教育長を任命する必要があるため。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議ないものと認め、よって、第53号議案を原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第9、第47号議案 下仁田町鳥獣被害対策実施隊員条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を農林商工課長に求めます。農林商工課長

(岡野弘行農林商工課長 登壇)

○農林商工課長 岡野弘行 命によりまして、第47号議案について朗読し、ご提案、ご説明いたします。

第47号議案 下仁田町鳥獣被害対策実施隊員条例の一部を改正する条例について、下仁田町鳥獣被害対策実施隊員条例(平成20年下仁田町条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中、「町内」を「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条の規定に基づ

き町内」に改める。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略させていただきます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

平成28年6月6日提出、下仁田町長 金井康行。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第47号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第10、第48号議案 下仁田町ガス供給条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を建設ガス水道課長に求めます。  
建設ガス水道課長

(神戸宏建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 神戸宏 命によりまして、第48号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第48号議案 下仁田町ガス供給条例の一部を改正する条例、下仁田町ガス供給条例の一部を次のように改正する。

第3条、第20号及び第14条第1項第1号中、「43. 1メガジュール地区」を「45メガジュール地区」に、「43. 1メガジュール」を「45メガジュール」に改める。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略いたします。

裏面をお願いいたします。

附則、この条例は、平成28年11月5日から施行する。

平成28年6月6日提出、下仁田町長 金井康行。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第48号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第11、第49号議案 下仁田町子育て支援基金条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

(荻野英雄健康課長 登壇)

○健康課長 荻野英雄 命によりまして、第49号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第49号議案 下仁田町子育て支援基金条例(設置)、第1条、下仁田町の次代を担う子供たちの健やかな成長を支援するため、下仁田町子育て支援基金を設置する。

なお、第2条以降につきましては、さきの全員協議会でご説明を申しあげましたので、説明を省略させていただきます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

平成28年6月6日提出、下仁田町長 金井康行。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案説明が終わりました。第49号議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第49号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。



(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第12、第50号議案 下仁田町空家等対策の推進に関する条例についてを議題とし、提案理由の説明を保健環境課長に求めます。  
保健環境課長

(猪野馨保健環境課長 登壇)

○保健環境課長 猪野馨 命によりまして、第50号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第50号議案 下仁田町空家等対策の推進に関する条例、以下の内容、制定理由につきましては、さきの全員協議会で説明を申し上げましたので、省略させていただきます。

裏面をお願いいたします。

附則、施行期日、第1項、この条例は平成28年7月1日から施行する。

経過措置、第2項、以下につきましては、さきの全員協議会でご説明を申し上げましたので、省略させていただきます。

平成28年6月6日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案説明が終わりましたので、第50号議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第50号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第13、第51号議案 土地の処分についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(神戸哲総務課長 登壇)

○総務課長 神戸哲 命によりまして、第51号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第51号議案 土地の処分について、次のとおり土地を売却する。

1、売却する土地の所在、種目及び数量、下仁田町大字西野牧字和美沢12154番地65、山林1万9,039平方メートル。

2、売価価格1,500万円。

3、売価の相手方、高崎市東町187の2布施ビル1FのA、山一リゾート有限会社、代表取締役、山田一雄。

平成28年6月6日提出、下仁田町長 金井康行。

理由でございますが、町管理用地を処分するについて、下仁田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤勇二 提案説明が終わりましたので、第51号議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第51号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第14、第52号議案 平成28年度下仁田町一般会計補正予算(第1号)とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(神戸哲総務課長 登壇)

○総務課長 神戸哲 命によりまして、第52号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第52号議案 平成28年度下仁田町一般会計補正予算(第1号)、平成28年度下仁田町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,952万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,452万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月6日提出、下仁田町長 金井康行。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。17款寄附金2,000万円、18款繰入金546万5,000円、20款諸収入405万5,000円、歳入合計54億4,500万円に2,952万円を増額し、54億7,452万円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。2款総務費627万4,000円、3款民生費2,000万円、4款衛生費324万6,000円、歳出合計54億4,500万円に2,952万円を増額し、54億7,452万円としたいとするものでございます。

3ページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます、また、4ページの2の歳入及び5ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案説明が終わりました。第52号議案に対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、ページ数を申し述べていただきますようあらかじめお願いをしておきます。

それでは、質疑をお願いします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結し、第52号議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することを決定いたしました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第15、陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費  
国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書採択に  
関する陳情書は総務常任委員会に付託します。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第16、議案第54号 高瀬政信議員に対する辞職勧  
告決議についてを議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに提案の主  
旨説明を求めます。岩崎正春君

(5番 岩崎正春議員 登壇)

○5番 岩崎正春 ただいま議長のご指名をいただきましたので、高瀬政信に対す  
る辞職勧告決議をご提案申し上げます。

本議会は、高瀬政信議員に対し、下記の理由により辞職を勧告する。

以上、決議する。

平成28年6月7日、下仁田町議会。

理由、高瀬政信議員は昨年8月10日と11月2日の二度にわたり車検切  
れの車を公道で運転したとして、道路運送車両法自動車損害賠償保障法違反  
の罪で罰金80万円に科された。

下仁田町議会は、平成27年12月17日に開かれた第4回定例議会で事  
件の重大さを真摯に受けとめ、みずからの社会的、道義的な責任を痛感し、  
速やかに議員の職を辞することを強く求めると高瀬政信議員に対して辞職勧  
告決議を全会一致で可決した。その後も全議員が辞職を強く求めているのに  
もかわらず、罪の重さの認識もなく、いまだに辞職届が出されていないの  
は遺憾である。

高瀬政信議員の行動は、町民からの信託を受け、みずからの行動を厳しく  
律することはもとより、法を遵守し、率先して規範を示すべき立場にある町  
議会議員の行為として断じて許される行為ではない。

よって、下仁田町議会は、高瀬政信議員に対し、事件の重大さを厳粛に受  
けとめ、速やかに議員の職を辞することを再度勧告する。

以上、決議する。

ご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 佐藤勇二 説明が終わりましたので、本案に対する質疑に入ります。質疑  
はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。  
議案第54号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

---

散 会 平成28年6月7日 午後 2時40分